

令和3年度「我が国の現代美術の海外発信事業 海外現地のニーズを踏まえた
効果的な情報発信に向けた実証事業」実施業務
仕様書

1 事業の趣旨

文化庁では、我が国の優れた現代美術作品の海外発信や国際発信力のある現代美術の新進芸術家やキュレーターの育成等を推進している。現在、我が国の現代美術作品が海外で展示されるなど、世界のアートシーンにおいて一定の評価を得てはいるが、十分とは言えない状況にある。

こうした中で、「アート・エコシステムの形成」を目指して、現代美術の関係者等を中心としたネットワーク形成の支援等に係る取組を推進しているが、そうした取組と同時に、我が国の現代美術の鑑賞者となる海外の美術愛好家等に対する効果的な発信も重要である。

海外への効果的な発信に際しては、海外現地のニーズ等を踏まえながら、鑑賞者にとって更に理解を深めることができるような発信方法の工夫が必要である。また、発信を通じて、新たな鑑賞者の獲得や、将来的に国際人流が回復した際に国内観光等のインバウンド消費に繋がっていくことが望ましい。こうした海外発信の方法論について、具体的な芸術祭等を扱いながら実証的に行うことを通じて、整理を行うことを目的とする。

2 業務内容

我が国の現代美術の、海外現地のニーズを踏まえた効果的な情報発信について、次の(1)(2)の事業を実施する。

(1) 海外の鑑賞者等に向けた効果的な海外発信事業（実証事業）

事業の実施に当たって、留意すべき事項は、以下の通り。

- ・具体的な芸術祭等を選定し、実際に海外発信（記事掲載、放映等）を行うこと。
- ・芸術祭等は、特に今年度から来年度に実施されるものであって、我が国として積極的に海外市場に発信することが望ましいと考えられるものを選定すること。なお、必ずしも一つの催しに限ることなく、地域やテーマに沿ったパッケージによる発信を行っても構わない。
- ・発信する先は、一定の合理性が担保できるのであれば、地域を問わない。
- ・発信媒体については、海外現地メディアなど、海外市場のニーズを直接把握しているメディアを選定すること。また、当該メディアの特に強みとなるターゲットや分野に応じて、効果的な発信が可能な手法となるように工夫すること。
- ・国内の文化芸術関係者や企業等との連携を図り、発信効果を最大化する取組を併せて実施することが望ましい。
- ・なお、海外発信を実際に行う時期については、委託期間より後となることも可能とする。
- ・その他具体的な検討に当たっては、文化庁と綿密に協議の上、進めることとする。

(2) (1) の取組に関する分析等に係る調査研究の実施

- ・(1) の取組に際して、発信先や発信するメディアの選定や、実際に事業を進めていくうえで課題や発見、事業を進めていく中でのステークホルダーとの調整方法など、今後の効果的な海外発信に向けての気づきを分析し、報告書としてまとめること。

3 委託内容

(1) 本事業に関する事務局等業務

- (2) 本事業の実施に関する業務
- (3) 本事業の成果及び効果の定量的・定性的分析に関する業務
- (4) その他上記(1)から(3)の業務に付随する必要な業務

4 業務の委託先

委託先は、文化芸術自体及び文化芸術の海外発信に関して相当の知識を有し、下記(1)から(4)の要件をすべて満たす法人又は団体(以下「団体等」という。)とする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- (2) 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- (3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- (4) 団体等の活動の本拠としての事務所を有すること

5 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

6 委託手続

(1) 委託を受けようとする法人等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。

(2) 文化庁は、法人等から提出された業務計画等の内容を検討し、適切であると認めた場合、法人等に対し業務を委託する。

7 委託経費

(1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費(賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、保険料、消費税相当額、再委託費、一般管理費)を委託費として支出する。

(2) 文化庁は、法人等が委託契約書の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めるときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

8 業務完了の報告

法人等は、業務が完了したとき(契約を解除したときを含む。)は、別に定めるところによる委託業務完了(廃止)報告書を作成し、業務が終了した日から30日を経過した日、又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

(1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了(廃止)報告書について調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、法人等へ通知するものとする。

(2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

(1) 文化庁は、法人等における業務の実施が事業趣旨に反すると認められるときは、必要な是

正措置を講ずるよう求める。

(2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、法人等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

(3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、調査を行うことができる。

(4) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。